

県立学校長殿

岡山県教育委員会教育長

学校における児童生徒等の新型コロナウイルス感染症の陽性者に  
係る濃厚接触者の特定及び行動制限等について

このことについて、これまで、岡山県管轄の保健所（岡山市及び倉敷市保健所を除く。）においては、保健所の積極的疫学調査により濃厚接触者の特定が行われていましたが、事業所等については、厚生労働省の事務連絡（令和4年3月16日（令和4年3月22日一部改正））により、陽性者が所属する団体等に対応することとされております。

本県の学校の対応についても、本通知をもって、事業所等と同様の扱いとしますので、次のことに留意いただき適切に御対応ください。

記

1 濃厚接触者に準ずる児童生徒等の特定等について

- (1) 今後、保健所による濃厚接触者の特定は、原則、同居の家族のみとされることから、学校は、陽性となった児童生徒等（以下、「陽性者」という。）から行動歴を聞き取り、次の範囲（※）で濃厚接触者に準ずる児童生徒等の特定を行う。

※ 陽性者の感染可能期間（発症2日前から）に接触した児童生徒等のうち、会話の際にマスクを着用していないなど、感染対策を行わずに飲食を共にした場合等  
(例)

- ・昼食、更衣、運動の際にマスクを着用せず、目安として1メートルの距離で約15分以上の接触があった場合
- ・寮や寄宿舎等において同室の場合
- ・長時間の接触（1時間程度、車内同乗等）があった場合

- (2) 特定された児童生徒等の自宅待機期間は7日間（出席停止の扱い）とし、期間短縮の措置はしない。

2 学校の臨時休業等について

臨時休業等の期間については、陽性者の感染可能期間（発症2日前から）に、接触があった最終の日を0日とし、その翌日から4日間とする。

3 その他

- (1) 臨時休業等の対応について、学校から保健所に問い合わせることは控えること。  
(2) 保健所によっては、これまでと同様、積極的疫学調査を行う場合もあるが、原則、臨時休業等の期間については、上記2の対応をとることとする。  
(3) 教職員についても、事業所等と同様の取り扱いとする。（別添 厚生労働省事務連絡参照）

【本件問合せ先】

- ・児童生徒について  
岡山県教育庁保健体育課  
健康・安全教育班  
TEL：086-226-7591
- ・教職員について  
岡山県教育庁福利課  
健康管理班  
TEL：086-226-7604



事務連絡  
令和4年3月16日  
令和4年3月22日一部改正

各 〔 都道府県  
保健所設置市  
特別区 〕 衛生主管部（局） 御中

### 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

B.1.1.529系統（以下「オミクロン株」という。）の感染急拡大が確認された場合の濃厚接触者の取扱いについては、令和4年1月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」等で、積極的疫学調査については、「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」（国立感染症研究所）等でお示ししてきたところです。

オミクロン株については、感染・伝播性やその倍加速度が高い一方、重症化率は低い可能性が示唆されるなど、その特徴が徐々に明らかになってきました。従来株と比べて潜伏期間と発症間隔が短いオミクロン株の特徴を踏まえ、感染状況など地域の実情に応じて、自治体の判断により、全ての感染者に対する濃厚接触者の特定を含む積極的疫学調査を行わない場合は、下記の通り、感染するリスクの高い同一世帯内や、重症化リスクの高い方が入院・入所している医療機関や高齢者施設等を対象に濃厚接触者の特定や行動制限を含めた積極的疫学調査を集中的に実施することとしますので、管内市町村、関係機関等への周知をお願いいたします。なお、迅速な積極的疫学調査の実施及び濃厚接触者の特定が可能な場合には、オミクロン株であっても一定の感染拡大防止効果は期待できるため、感染者数が低水準である等保健所による対応が可能な自治体については、引き続き幅広く積極的疫学調査の実施及び濃厚接触者の特定を行うことを妨げるものではありません。

なお、本事務連絡は本日より適用することとし、濃厚接触者の待機期間の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」等に関わらず、本事務連絡を適用いたします。

## (2) 抜粋

※特別支援学校を含む全ての県立学校について、(2) 事業所等に該当する。

(2) 事業所等（(3) 及び(4) の施設を除く）で感染者が発生した場合

### a. 基本的な考え方

同一世帯内以外の事業所等（(3) 及び(4) の施設を除く。以下同じ。）において濃厚接触者が感染している確率は、同一世帯内の濃厚接触者が感染している確率と比べ、低いと考えられる。また、各業界、事業所等における感染防止対策が徹底している場合、感染者が発生しても、事業所等で感染が拡大しないケースもある。さらに、これまでの基本的な感染対策の積み重ねなどにより、国民自らが状況に応じて、自主的な感染対策を講じることも期待される。

他方、事業所等で濃厚接触者とされた者の一律の行動制限の実施は、従事者の不足等に繋がる恐れがあり、社会経済活動への影響が大きくなるおそれがある。

このため、オミクロン株が主流である中において、事業所等における感染拡大防止対策は、社会経済活動の維持との両立の観点でバランスを取ることが求められる。

### b. 具体的な取扱い

- ・保健所等による積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限は求めない。  
このため、必ずしも行政検査の対象とはならない。
- ・ただし、同時に多数の感染者が発生し、感染拡大の場となっている可能性がある状況や、基本的な感染対策を行わずに飲食を共にするなど感染リスクの高い場合等、さらなる感染対策の必要性が認められる場合における保健所等による調査や、感染対策の協力要請の実施を行うことは可能である。
- ・上記を踏まえ、住民や事業所等に対しては、感染者が発生した場合に、状況に応じて自主的な感染対策を徹底いただくこととし、以下の点を十分に周知するようお願いしたい。
- 同一世帯内以外の事業所等で感染者と接触があったことのみを理由として、出勤を含む外出を制限する必要がないこと。
- 事業所等で感染者と接触（※）があった者は、接触のあった最後の日から一定の期間（目安として7日間）はハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高い行動を控えるよう、事業所内に周知すること。また、症状がある場合には、速やかに医療機関を受診することを促すこと。
- 事業所等で感染者と接触（※）があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にしたもの等は、一定期間（例えば、5日間の待機に加えて自主的に検査など）の外出自粛を含めた感染拡大防止対策をとること。
- ・感染状況等に応じて、一般に、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求めることとする。

※ 「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」（国立感染症研究所）を踏まえた感染者の感染可能期間（発症2日前～）の接触